

1 件 名

三浦市漁港管理条例等の一部を改正する条例の基本方針

2 提案の根拠・理由

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和5年法律第34号）が公布され、漁港漁場整備法について、題名を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改めるとともに、漁港施設等の有効活用を図る事業を計画的に促進するための制度を創設する改正が行われ、令和6年4月1日に施行される。

本市においても漁港施設の活用により海業推進及び地域活性化を図ることを目的として、必要となる漁港施設の活用の促進に資するための規定の整備等を行うものである。

3 改正の内容

（1） 三浦市漁港管理条例の一部改正【第1条】

ア 漁港漁場整備法の題名の改正に伴い必要な規定の整理を行う。

イ 占用の期間の上限を見直し、1月（工作物の設置を目的とする占用にあっては、1年）から10年に改める。

ウ 新たに創設された漁港施設等活用事業に関する占用料の徴収に関する規定を追加する。

（2） 三浦市風致地区条例の一部改正【第2条】

漁港漁場整備法の題名の改正に伴い必要な規定の整理を行う。

（3） 三浦市二町谷北公園等条例の一部改正【第3条】

漁港漁場整備法の題名の改正に伴い必要な規定の整理を行う。

（4） 三浦市二町谷浮棧橋条例の一部改正【第4条】

漁港漁場整備法の題名の改正に伴い必要な規定の整理を行う。

4 施行期日

令和6年4月1日